

労働情報 なごや

2023 秋号

「愛知県最低賃金」は、令和5年10月1日から

時間額 1,027 円に改正！

41円
UP

～使用者の方も、労働者の方も最低賃金を上回っているか必ず確認しましょう～

愛知県内の事業場で働くすべての労働者（常用・臨時・派遣・パート・アルバイト等）に適用されます。使用者は、適用される最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。賃金が時間給以外で定められている場合（月給・日給等）は、賃金を1時間当たりの金額に換算して最低賃金（時間額1,027円）と比較します。

詳しくは、愛知労働局ホームページ（<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>）、愛知労働局労働基準部賃金課（電話052-972-0257）、または事業場の所在地を管轄する労働基準監督署にお尋ねください。

労働基準監督署	電話番号	市内管轄区域
名古屋北労働基準監督署	052-961-8653	東、北、中、守山
名古屋南労働基準監督署	052-651-9207	中川、港、南
名古屋東労働基準監督署	052-800-0792	千種、昭和、瑞穂、熱田、緑、名東、天白
名古屋西労働基準監督署	052-481-9533	西、中村

令和5年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者等が、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資等を行った場合にその費用の一部を助成する制度です。原材料費高騰などの外的要因により前年同月比で一定以上低下する等の要件に当てはまる場合は特例事業者となり、助成対象経費の拡充も受けられます。

概要 事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成

申請期限 令和6年1月31日（水） 事業完了期限 令和6年2月28日（水）

留意事項 ・同年度内に2回まで申請することが可能

・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合あり

※詳しくは、厚生労働省HPをご覧ください。

＜問合せ先＞ 業務改善助成金コールセンター TEL:0120-366-440(受付時間 平日8:30～17:15)

＜申請窓口＞ 愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL:052-857-0313



詳細はこちらから

毎年 11 月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。一人ひとりが自身にも関わることで過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう！

Q1 長時間労働の削減に向けて事業主が取り組むべきことは？

⇒ 事業主は労働者の労働時間を正確に把握しましょう。時間外・休日労働協定（36協定）の内容を労働者に周知し、週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう。

Q2 働きすぎによる健康障害防止や心の健康を保つために必要なことは？

⇒ 事業主は労働者の健康づくり・メンタルヘルス対策を積極的に推進すること、労働者はストレスチェックなども活用し、自らの健康管理に努めることが必要です。

Q3 働き方はどのように見直せばよいですか？

⇒ 事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。使用者と労働者で話し合っって計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。

Q4 勤務間インターバル制度とは？

⇒ 終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設ける制度で、働く人の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るため有効なものです。労使で話し合い、制度の導入に努めましょう。

Q5 職場のハラスメントの防止に向けて取り組むべきことは？

⇒ 職場におけるパワーハラスメント防止対策は、令和4年4月1日から中小企業の事業主にも義務化されています。事業主は予防から再発防止に至るまでの一連の防止対策に取り組み、職場のハラスメントを防止しましょう。

Q6 新しい働き方を導入する場合はどのように対応すべき？

⇒ テレワークなどの新しい働き方の導入にあたっては、企業も労働者も安心して取り組むことができる環境を整備することが重要です。「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（厚生労働省）などを活用しましょう。

Q7 労働者が過労死等の危険を感じた場合に備えて取り組むべき対策は？

⇒ 労働者は自身の不調に気がついたら、早めに周囲の人や医師などの専門家に相談しましょう。事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。

※名古屋市、愛知労働局、各労働基準監督署または労働条件相談ホットライン（TEL:0120-811-610）で労働相談や情報提供を受け付けています。名古屋市の労働相談については4ページをご覧ください。

過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内

開催日時 令和5年11月28日（火）14:00～16:30（受付13:30～）

会場 名古屋市中企業振興会館 7F メインホール
（名古屋市中千種区吹上二丁目6番3号）

参加費 無料

主催 厚生労働省

プログラム 基調講演「日本の職場における過重労働・ハラスメントの構造と課題」
今野 晴貴 氏（NPO 法人 POSSE 代表）

申込方法 事前申し込みが必要です。右記の二次元コードからお申込みください。

問合せ先 株式会社プロセスユニーク

TEL:0570-087-555 FAX:052-915-1523

MAIL:karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ！



愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロック・東海ろうきん共催

第 19 回退職準備セミナー（年金受給準備セミナー）開催のお知らせ

愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロックでは、退職（定年）を前に控えた方を対象として、①共済年金と厚生年金の一元化について②公的年金はいつからいくらもらえるのか、③65歳までの暮らし方をどうする、④定年前後にやるべきこと3大手続き（年金・雇用保険・健康保険など）について、セミナーの受講者を募集します。

開催日時 午前 10:00～12:30／午後 13:30～16:00

第1回	令和5年11月11日（土）午前	第2回	11月11日（土）午後
第3回	11月12日（日）午前	第4回	11月12日（日）午後
第5回	11月18日（土）午前	第6回	11月18日（土）午後

※第1回から第5回は民間企業などに勤めの方、第6回は公務員・私立学校教職員組合（旧共済年金）の方を対象としています。

会 場 ワークライフプラザあろ（全労済金山会館）6階大会議室
名古屋市中熱田区金山町 1-14-18 ※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

定 員 各回 80 名（定員になり次第締切）

参加費 無料

対 象 59～62 歳で民間企業などに勤めの方（厚生年金）及び公務員・私立学校教職員の方（共済年金） ※ご夫婦での参加をお薦めしています

主 催 愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロック／東海労働金庫

講 師 社会保険労務士 鈴木 久子 氏

申込方法 所定申込書にご記入後、所属の労働組合または、愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロックへ FAX（052-682-6049）またはメールでお申込みください。

＜申込書の請求・問合せ先＞

愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロック TEL:052-682-6029 MAIL:tomonokai@ray.ocn.ne.jp
東海労働金庫 本店 TEL:052-243-8800

名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催します！

『ダイバーシティ時代の管理職とは？』～ワーク・ライフ・バランスの重要性～

生産性の向上などにつながる「ダイバーシティ経営」。多様な人材の獲得・活躍を実現するためのこれからの管理職の役割について、4人の子の父としても日々奮闘している講師からお話しします。

日 時 令和5年11月20日（月）14:00～15:30

講 師 横井 寿史 氏（社会保険労務士 NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事）

対 象 市内に事業所を有する企業の経営者、職場のチーム（部・課等）をまとめる役を担う方、人事労務担当者、メンタルヘルスを推進している方

実施方法 ウィンクあいち／オンライン（web 会議システムアプリ「Zoom」使用）

参加費 無料

申込締切 11月13日（月）

申込方法 右記の申込フォームから申込／チラシ裏面の申込書に記載のうえ FAX またはメール送付
チラシは名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしていただけます。



申込はこちらから

＜問合せ先＞ワーク・ライフ・バランス推進セミナー運営事務局（株式会社マザーリーフ）

TEL:052-764-7415（受付時間：平日 9:30～17:30） FAX:052-761-3537

MAIL:wlb-nagoya@mother-leaf.net

名古屋市

労働に関する

出

前

講

座

中小企業や経営者団体等を主な対象に、企業内や団体の会合などで実施する「労働法講座」「メンタルヘルス対策講座」に講師（社会保険労務士、心理カウンセラー）を派遣します。講座実施前に内容の事前調整を行いますので、ニーズに合わせた内容で開催が可能です！講師料などの費用はかかりません。

※令和6年3月31日までに実施する勉強会や講演会などで、15人以上が参加する行事が対象。

★ 講座内容（例）

【労働法講座】

- ・ 社内の管理監督者を対象とした「労働法・労務管理の基礎」
- ・ 2022年4月に中小企業にも対応が義務化された「パワハラ防止法対策講座」

【メンタルヘルス対策講座】

- ・ 職場でのメンタルヘルス不調者対応

労働法講座はオンライン開催も可
※配信機材等は実施団体でご用意ください



【講座時間】

50分以上2時間以内

【日時】

月曜日～金曜日

午前10時～午後9時

【会場・機材等】

実施団体でご用意下さい
（会場は名古屋市内）

＜問合せ先＞名古屋市経済局労働企画室 TEL:052-972-3146

詳しくは、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000055285.html>



～職場でのトラブルや悩みごとはありませんか？～

【名古屋市市民相談室 労働相談】のご案内

雇用、賃金、解雇などの労働に関する問題でお困りの市内在住または在勤の方を対象に、市民相談室で専門家による労働相談を行っています。

相談受付：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）

午前9時～11時45分・午後1時～3時45分

電話：052-972-3163

場所：名古屋市役所西庁舎1階（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）

E mail：rodosodan@keizai.city.nagoya.lg.jp

※メールによるご相談は、氏名（可能な限り）、性別、年代、お住まい又は勤務地の区を記入し、相談内容についてなるべく詳しくお書きください。

◆ 相談無料

◆ 秘密厳守